

MEMORANDUM

改正電波法・放送法による外資規制の強化に関して

平成 17 年 11 月 21 日
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

第 1 本メモランダムの目的

本メモランダムは、地上放送をする無線局が発行する株式を外国人・外国法人が取得する場合に対する規制の強化を目的として改正された電波法・放送法の改正のポイントについて説明することを目的としています。¹

第 2 規制強化の背景

2005 年夏のライブドアによるニッポン放送株の大量取得において、ライブドアは、株式購入資金確保のため、転換社債型新株予約権付社債を発行し、リーマン・ブラザーズ証券がこれを引き受けました。リーマン・ブラザーズ証券が転換社債型新株予約権付社債を株式に転換して保有すれば、同社がライブドアの筆頭株主となることから、ライブドアがニッポン放送株を大量に取得すると、外資が間接的に放送局を支配することができることへの懸念が浮上しました。

しかし、改正前の電波法・放送法の規定においては、外資による放送会社への直接的な出資が 20%以上となった場合のみが制限され、日本法人を介した間接的な出資は制限されていませんでした。

このような事態を背景として、電波法・放送法の外資規制の見直しが検討され、電波法及び放送法の一部を改正する法律案（第 163 回閣第 7 号）が平成 17 年 9 月 30 日衆議院に提出され、2005 年 10 月 26 日参議院本会議で可決・成立し、2005 年 11 月 2 日公布されました（法律番号第 107 号）。²

電波法及び放送法の一部を改正する法律案新旧対照条文、電波法及び放送法の一部を改正する法律案などについては、下記総務省ウェブサイトでご覧になれます。

http://www.soumu.go.jp/menu_04/k_houan.html

（参考）

電波法及び放送法の一部を改正する法律案の提出理由（抄）

「・・・放送に係る外資規制の実効性を確保するため、外国人等が議決権の一定割合以上を占める法人又は団体が地上放送の業務を行おうとする者の議決権の一定割合以上を占めていることを放送局の免許の欠格事由とする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。」

¹ 今回の改正においては、電波利用料の見直しについての改正もなされていますが、これについての説明は本メモランダムでは取り扱いません。

² この改正案は、外資規制の強化につき同様の内容のものが第 162 回通常国会においても提出されていましたが、成立前に衆議院が解散し、廃案となっていました。

第3 改正の主なポイント

1. 地上放送について、間接出資規制が導入されます。改正前の規定においては、外資による直接的な出資のみが制限され、日本の法人または団体を介した間接的な出資は制限されていませんでした。
2. 今回の改正では、衛星放送については、間接出資規制は導入されませんでした。
3. 間接出資規制の基本的な枠組みは、日本電信電話株式会社等に関する法律（「NTT法」）の例が参考とされているようです（NTT法の規制の概要は下記ご参照）。具体的な計算方法等については、省令（未制定）で規定されます。電波法・放送法においてもNTT法と同様の計算方法が導入される公算が高いと思われませんが、正式には省令の公布を待つこととなります。³

仮に、NTT法の外資規制の手法が電波法・放送法にも採用されるとした場合には、放送局に対する間接出資について、①外資による直接株主に対する出資比率が10%以上であって、かつ、②その直接株主の放送局に対する出資比率が10%以上である場合のみ、直接株主を通じて間接的に保有する議決権割合を計算することになります。逆にいえば、上記①②のいずれかの条件を満たさない場合には、その直接株主を通じた議決権の間接的保有については規制の対象外となるものと思われまます。上記①②の条件を両方満たす場合には、間接的に占める議決権の割合は、直接株主の放送会社に対する議決権の割合に、外資の直接株主に対する議決権の割合を乗じて決定されることとなります。（但し、繰り返しになりますが、これらは電波法・放送法に基づき制定される省令中で規定される予定ですので、現時点では未定です。）

4. 外国人等の株式のすべてについて株主名簿に記載等⁴することで、外資規制に抵触することとなる場合に、株主名簿の記載等の拒否ができる旨が規定されています。同様の規定は、直接出資については、改正前から存在していましたが、さらに間接出資の場合についても、株主名簿の記載等の拒否が規定されました。
5. 上記4. の株主名簿の記載等の拒否ができる場合を除き、間接出資を含む外国人等の株式のすべてについて議決権を有するとした場合に、間接出資規制によって外資規制に抵触することとなる場合に、株主は、当該株式について議決権を有しないものとする旨が規定されました。

³ 当事務所による総務省に対する問い合わせでは、この総務省令については、2005年11月下旬にパブリックコメントが行われる予定との回答を得ています。以下においても同様です。

⁴ 平成17年改正電波法第52条の8第1項は、株主名簿への記載・記録について、同条第2項は、実質株主名簿への記載・記録について、規定しています。

第4 改正法案の解説

- 1 免許の欠格事由・不許可
- 2 免許の取り消し
- 3 名義書換の拒否・議決権の否定
- 4 施行期日・経過措置

1. 免許の欠格事由・不許可

無線局を開設しようとする者は、原則として総務大臣の免許を受けなければならぬとされています（改正前電波法第4条柱書き本文、平成17年改正電波法も同様）。

改正前電波法は、文言上、外資が日本の法人または団体を介して間接的に保有する議決権について、規制をしていませんでした（改正前電波法第5条第4項）。

平成17年改正電波法により、下記の第5条第4項第3号が挿入され、放送をする無線局に対する間接的支配についても規制が加えられることとなりました。但し、人工衛星に開設する特定放送局については、英国、米国、仏国において、規制を適用されている事例もなく、また、メディアとしての普及・発展段階にあること等から、今回の改正の対象とはされておらず、第3号の規制は及びません⁵。

- 「3 法人又は団体であつて、イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者によりロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の5分の1以上を占めるもの（前号に該当する場合を除く。）
- イ 第1項第1号から第3号までに掲げる者
- ロ イに掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体」

これによれば、直接に占められる議決権の割合と間接的に占められる議決権の割合の合計がその議決権の20%以上を占める法人または団体は、免許欠格事由に該当することになります。

株式を保有すること自体でなく、議決権を占めることを規制する点は、改正前と変わりありません。

間接的支配については、放送会社の株を直接取得する法人または団体（「直接株主」）の議決権に占める割合の計算方法は、総務省令において定められるものとされました。総務省令の内容は、現時点では不明ですが、総務省の発表によれば、NTT法の外資規制の手法が参考にされるとされています。

（参考）NTT法

⁵ 総務省見解。

N T T法第 6 条には、名義書換を禁止することによって、外資による株式保有を規制する規定が存在します。

N T T法においては、「日本国籍を有しない人」、「外国政府又はその代表者」、「外国の法人又は団体」が直接占める議決権割合と 10%以上の議決権を有する国内法人(直接株主)を通じて間接的に保有する議決権割合を合計した議決権割合が 3 分の 1 以上となる場合に N T T が株主名簿の名義書換を行うことを明示的に禁止しています (同法第 6 条、同法施行規則第 4 条)。

(参考) 航空法

航空法においても、航空機の登録と航空運送事業の許可について、外資規制が存在します (同法第 4 条第 1 項、第 100 条第 1 項、第 101 条第 1 項第 5 号、第 129 条第 1 項)。現時点では、改正電波法の規制手法として、航空法の規制手法を採用することが検討されているという情報はありますが、以下ご参考までに航空法における外資規制について説明します。

まず、①航空機の登録においては、外国人や外国法人などが所有する航空機は、登録できません (同法第 4 条第 1 項第 1 号ないし第 3 号)。また、これらの者が直接支配を及ぼす法人が所有する航空機も登録できません (同条同項第 4 号)。

また、②航空運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない (同法第 100 条第 1 項) とし、その許可には、同法第 4 条第 1 項各号に掲げる者に該当しないことが必要とされています (同法 101 条第 1 項第 5 号イ)。さらに、事業の許可については、間接的支配に対する規制として持株会社についての外資規制があります (同号ホ)。申請者の持株会社についても、その議決権の 3 分の 1 以上を外国人が占めないこと等を航空運送事業の許可の要件とするものです。この規定は、2002 年 10 月日本で初の航空運送事業会社の持株会社 (株式会社日本航空システム) が設立されたことから、当該許可の申請者に加え、その持株会社にも外資規制を実施すべく追加された規定です。

http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/12/120310_2_.html

2. 免許の取り消し

平成 17 年改正電波法第 75 条第 1 項 (改正前電波法第 75 条) によれば、免許人が第 5 条第 4 項の規定により、免許を受けることができない者となったときは、その免許は取り消されることとなります。

平成 17 年改正電波法においては、上記の規定の例外として、第 75 条第 2 項が新設され、間接的支配がなされたために議決権が 20%以上となった場合 (電波法改正案第 5 条第 4 項第 3 号に該当する場合) に限り、総務大臣は、当該免許人の免許の有効期間の残存期間内に限り、期間を定めてその免許を取り消さないことができるとされました。

すなわち、他の免許欠格事由が生じた場合には、免許の取消が必要的であるのに対して、間接的支配がなされたために議決権が 20%以上となった場合 (電波法改正案第 5 条第 4 項第 3 号に該当する場合) に限り、「該当することとなった状況その他の事情を勘案して必要があると認めるとき」には、総務大臣は裁量により取り消

さないことができるとされました。

この裁量により、総務大臣は、期間を定めてその免許を取り消さないことができます。もっとも、当該免許人の免許の有効期間の残存期間内との限定がされており、本来の免許の有効期間が延長されるわけではありません。

この規定が設けられた趣旨は、当事務所による電話での問い合わせに対する総務省の回答によれば、免許人がその責めによらない事由によって同条項第3号に該当することとなった場合には、直ちに免許を取り消すことが妥当でないこともあるので、これを是正する期間を免許人に与えるものとのことでした。

3. 名義書換の拒否・議決権の否定

改正前放送法第52条の8第1項によれば、一定の一般放送事業者は、その株式を取得した「日本国籍を有しない人」、「外国政府又はその代表者」、「外国の法人又は団体」から株式の名義書換請求を受けた場合において、その請求に応ずると、これらの者が業務を執行する役員である法人またはこれらの者が議決権の20%以上を占める法人に該当することとなるときは、名義書換を拒否することができることとされていました。⁶

同条につき、平成17年改正電波法において、免許欠格事由につき第5条第4項第3号ロが追加されたことに対応して、名義書換の請求者に電波法第5条第4項第3号ロに掲げる者が追加されました。すなわち、間接出資の場合についても、株主名簿の記載等の拒否が規定されました。

また、同条には、改正により、第2項が新設されました。第2項は、第1項が通常の株主名簿についての規定であるのに対し、株券の保管振替制度における実質株主名簿について規定するものです。

なお、同項については、「欠格事由に該当することとならないように当該株式の一部に限って実質株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式」については、実質株主名簿への記載・記録が可能となります。ただし、これに対応する総務省令は現在存在しないため、具体的にどのような株式が実質株主名簿へ記載・記録できるかは不明です。

平成17年改正放送法では、第52条の8第3項が新設されました。同条項は、株

⁶ なお、改正前放送法の第52条の8は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16法88）附則第64条（放送法の一部改正）により、同条第2項、第3項につき、株式の振替制度の整備に関連する改正がなされています。この改正により、同条第2項は、改正前電波法第5条第4項第2号または同条第1項第4号に該当することとなる場合にこれに該当することとならないように「当該株式の一部に限って株主名簿に記載し、又は記録する方法として総務省令で定める方法に従い記載し、又は記録することができる株式」については、例外とされ、株主名簿への記載・記録が可能となりますが、これに対応する総務省令は現在存在せず、当該改正も、未施行です（平成21年6月8日までに政令で定める日から施行されます。）。また、改正前放送法第52条の8第2項、第3項については、今回の放送法の改正案の対象にもなっています。この点、両改正の関係については、今回の電波法及び放送法の一部を改正する法律案附則第8条により、平成16法88の附則第64条（放送法の一部改正）を改正することで調整がなされています。

主名簿の記載等の拒否ができる場合を除き、外国人等の株式のすべてについて議決権を有するとした場合に、直接の株主に対する間接株主の持分割合が変動した結果として、間接出資規制によって外資規制に抵触することとなる場合に、外国人等が直接または間接に保有する株式のうち間接出資規制上議決権を認めてよい限度を超える部分につき議決権を有しないと規定するものです。

なお、同項では、「株主名簿又は実質株主名簿に記載され、又は記録されている同号イ及びロに掲げる者が有し、又は有するものとみなされる株式のうち同号に定める事由に該当することとならないように総務省令で定めるところにより議決権を有することとなる株式」については、議決権が認められます。ただし、これに対応する総務省令は現在存在しないため、具体的にどのような株式が議決権を有することとなるのかは不明です。

(参考) NTT法、航空法

前述のとおり、NTT法第6条においては、名義書換の禁止についての規定が存在します。また、航空法第120条の2第1項においても、名義書換の拒否についての規定が存在します。

4. 施行期日・経過措置

施行期日は、公布の日(平成17年11月2日)から起算して6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日とされています(電波法及び放送法の一部を改正する法律附則第1条但書第2号)。

附則第5条により、本法の施行前から外国株主の間接的支配の対象とみなされる株式を有する「特定外国株主」(平成17年改正放送法第52条の8第3項の例外規定にも該当しない株主。)は、施行の日から議決権を失います。

以上